

財政援助団体等監査の結果に係る措置状況について

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査の結果（令和7年10月29日付け公表）に係る措置状況の通知が別紙のとおりだったので、同条第14項の規定により公表する。

令和7年12月24日

山形市監査委員 山川 稔彦
同 伊藤 明彦
同 鈴木 進

(様式)

ス 第 2 3 0 号

令和7年11月28日

山形市監査委員 様

山形市長 佐 藤 孝 弘

財政援助団体等監査結果についての措置状況（通知）

令和7年10月29日付けで通知のあった財政援助団体等監査の結果について、下記のとおり措置を講じたので通知します。

記

団体名及び所管部課名	監 査 の 結 果	措 置 状 況
蔵王温泉観光協会	<p>指摘事項</p> <p>次のとおり是正又は改善を要する事項があったので、適切な措置を講じられたい。</p> <p>1 蔵王通年観光推進事業費補助金の実績報告に係る事務において、次のようなものがあった。</p> <p>(1) 補助金の実績報告書に添付された収支決算書の決算額が、伝票の合計額と一致していないことを認識しているにもかかわらず提出されているもの</p> <p>(2) 交付決定日より前に契約された経費を、補助対象経費に含めて補助金の実績報告書が提出されているもの</p> <p>(3) 補助対象外経費を補助対象経費に含めて補助金の実績報告書が提出されているもの</p> <p>2 蔵王体育館等の指定管理業務において、蔵王ジャンプ台利用許可の際に、利用許可申請書の提出</p>	<p>1</p> <p>(1) 補助金の実績報告書に添付された収支決算書に誤りがあったため、蔵王温泉観光協会と改めて伝票との照合・確認を行ったうえで、修正した収支決算書を提出させました。</p> <p>(2) 補助対象経費となるものについては、補助金の交付決定を受けてから契約を行うよう指導し、今後は、交付決定日より前に契約された経費については、補助対象経費に含めないことを蔵王温泉観光協会と確認しました。</p> <p>(3) 蔵王温泉観光協会と補助対象経費と補助対象外経費の区分について確認し、補助対象外経費を除き修正した収支決算書を提出させるとともに、補助金の実績報告時において補助対象経費と補助対象外経費の整理、確認作業を徹底するよう指導しました。</p> <p>2 直ちに指定管理業務仕様書に基づき利用許可申請書の提出を受けること及び利用許可証を交</p>

	<p>を受けておらず、利用許可証が交付されていなかった。</p> <p>3 蔵王体育館等の利用料金徴収事務において、次のようなものがあった。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 徴収した利用料金に不足額が生じているもの <ul style="list-style-type: none"> ・ 主競技場普通使用 4月27日利用分 (2) 市長の決定が無いまま、減免基準が適用され、利用料金が全額減免されているもの <ul style="list-style-type: none"> ・ 山形市蔵王体育施設使用料 減免申請書（山形市健康診断のため） <p>4 蔵王体育館等の会計経理事務において、次のようなものがあった。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 個人名義のクレジットカードで支払いをしているもの (2) 自動販売機の設置に係る貸付料及び市への賃借料について、団体の会計とは別に管理しており、決算に計上されていないもの 	<p>付することについて指導し、現在は、適正な運用がなされていることを確認しました。</p> <p>今後、定期的に市による実施調査を行います。</p> <p>3</p> <p>(1) 利用許可申請書の受付において、職員が人数及び区分を記載する際には、確実に確認するよう再度職員に周知徹底するとともに、利用許可申請書のダブルチェックを行うよう指導しました。</p> <p>(2) 減免手続きに係る認識が不足していたため、制度内容及び手続き方法について指導しました。</p> <p>併せて、今後は市への毎月の業務報告書の送付に合わせ、減免申請書の写しを提出することで、適正に処理できているか確認します。</p> <p>4</p> <p>(1) 今後はクレジット払いを行わず、請求書払いに対応するよう指導しました。</p> <p>(2) 指定管理者となっている団体が自動販売機を設置する場合の貸付料及び賃借料の取扱いについて、指定管理会計に含めるものと誤認していましたが、含めない取扱いであることを確認しました。自動販売機の設置に係る貸付料及び市への賃借料については、団体会計において管理すべきものため、決算への確実な計上を徹底するよう、団体に対して指導を行いました。</p> <p>また、市としても業務仕様書に基づき自動販売機設置に係る取扱いについて適切に指導します。</p>
--	--	--

	<p>(3) 自動販売機の設置に係る電気料金について、設置者に納入通知書が送付されていないものの</p> <p>(4) 除雪委託料について、指定管理者に支出されているもの</p> <p>5 規程の整備状況において、次のようなものがあった。</p> <p>(1) 利用料金の収受に関する規程等が定められていないもの</p>	<p>(3) 設置者に対し直ちに納入通知書を送付したこと及び、蔵王温泉観光協会に入金されたことを確認しました。入金額の取扱いについては、指定管理業務仕様書において会計処理は山形市財務規則を準用することと規定していることから、令和7年度指定管理会計のその他の収入として計上するよう指導しました。</p> <p>また、今後は、市において納入通知書の送付状況を確認します。</p> <p>(4) 令和6年度の除雪委託料については、本来は委託料として支出すべきではなかったため、団体の会計から指定管理会計に返還するよう指導しました。また、当該返還金の取扱いについて、指定管理業務仕様書において会計処理は山形市財務規則を準用することと規定していることから、令和7年度指定管理会計のその他の収入として計上するよう指導しました。</p> <p>併せて、今後は、体育館の除雪に係る経費については、燃料費や消耗品費など実態に即した費用を適切に指定管理会計に計上するよう指導しました。</p> <p>今後同様の事案が生じることのないよう、市としても事業計画書とともに提出される收支予算書において除雪に係る経費が適切に計上されているかの確認を徹底します。</p> <p>5</p> <p>(1)(2)(3)</p> <p>速やかに規程等を整備するよう指導しました。</p> <p>蔵王温泉観光協会において、令和7年10月に規程の素案を作成済みであり、同年12月に臨時総会を開催して整備することを確認しました。</p>
--	--	---

	<p>(2) 管理業務の遂行に伴い作成又は取得した文書等について、管理の原則及び分類等を定めた規程が整備されていないものの</p> <p>(3) 管理業務に必要な諸規程及び非常時の体制が整備されていないもの</p>	
文化スポーツ部スポーツ課 商工観光部 観光戦略課	<p>指摘事項</p> <p>次のとおり是正又は改善を要する事項があったので、適切な措置を講じられたい。</p> <p>1 蔵王通年観光推進事業費補助金の実績報告に係る事務において、次のようなものがあった。(観光戦略課)</p> <p>(1) 補助金の実績報告書に添付された収支決算書の決算額が、伝票の合計額と一致していないことを認識しているにもかかわらず補助金の額が確定されているもの</p> <p>(2) 交付決定日より前に契約された経費を、補助対象経費に含めて補助金の額が確定しているもの</p> <p>(3) 補助対象外経費を補助対象経費に含めて補助金の額が確定されているもの</p>	<p>1</p> <p>(1) 蔵王温泉観光協会と改めて伝票との照合・確認を行った上で、修正した収支決算書の再提出を受け、確定額には影響がないことを確認しました。 また、收受した修正後の収支決算書については、補助金の決裁区分に応じた供覧処理を実施しました。</p> <p>(2) 改めて、交付決定日より前に契約された経費については、補助対象経費に含めないことを蔵王温泉観光協会と確認しました。 今後、実績報告書の審査において経費とあわせ契約日等についても確認を行い、補助対象外経費が含まれることが無いよう確認を徹底してまいります。</p> <p>(3) 蔵王温泉観光協会と補助対象経費と補助対象外経費の区分について確認し、修正した収支決算書の再提出を受け、確定額には影響がないことを確認しました。 また、收受した修正後の収支決算書については、補助金の決裁区分に応じた供覧処理を実施しました。 今後、実績報告書の審査において、確認した区分に基づき補</p>

	<p>2 蔵王体育館等指定管理において、第三者への委託（再委託）を承諾しているが、契約書及び仕様書の写しの提出を求めていなかった。（スポーツ課）</p>	<p>助対象外経費が含まれることが無いよう確認を徹底してまいります。</p> <p>2 管理業務の一部を第三者へ再委託することについて、指定管理者からの報告を受け、審査、承諾したものの書類受領まで至っておりませんでした。今後は、「公の施設における指定管理者制度導入事務取扱要領」に基づき事務手続きを実施します。</p>
	<p>意見</p> <p>次のとおり事務事業における改善等で、必要と認められる事項があったので適切な措置を講じられたい。</p> <p>1 蔵王体育館及び蔵王ジャンプ台の指定管理者は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間を指定管理期間として非公募により選定（更新）されたものであるが、この度の監査項目7項目のうち「施設管理」「協定に基づく義務の履行」「利用料金制」「会計経理」「規程の整備」「現金・金券の保管状況」の6項目において指摘事項及び注意事項が数多く確認された。</p> <p>特に、「規程の整備」については、前々回（平成24年度）の監査では注意事項であり、前回（令和2年度）の監査では「基本協定書で定める規程等（利用料金の収受に関する規程、不測事態への対応等についてのマニュアル、管理業務に必要な諸規程）が整備されていなかった。」との内容で指摘事項であったにも関わらず、措置が講じられていない状況であった。</p> <p>所管部局においては、以上のことを行なうことを踏まえ、指定管理者の指導を徹底するとともに、指定管理者としての適正性についても検証されるよう強く望むものである。（スポーツ課）</p>	<p>1 指定管理者へは、これまでの指摘を踏まえ適正に事務を執行するよう指導を続けてきました。</p> <p>このたびの監査で多くの指摘事項及び注意事項があったこと、また、過去に指摘事項であったにも関わらず措置が講じられていなかったことを踏まえ、蔵王温泉観光協会に対し、管理運営に関する基本協定書第23条の規定に基づく改善指示書を令和7年11月27日付けで発出し、同年12月19日までに改善計画を提出の上、誠実に改善の実施に取り組むことを要求しました。</p> <p>市としても改善計画の内容を精査の上、必要な指導を行いながら、計画に沿った改善がなされているか実地調査等を行い確認してまいります。</p>